

# 養育費、大切です



養育費は子どもが健やかに成長するうえで必要な費用です。子どもと一緒に暮らす親も、子どもと離れて暮らすことになった親であっても、親としての経済的な責任を果たすことは大切です。子どもの成長を支えるために、離婚時など養育費の支払いについてしっかりと取り決めておきましょう。

養育費のあれこれを知りたい



## 養育費セミナーへの参加がお勧め

弁護士を講師に迎え、養育費の基本的な知識を学びます。  
(年6回、市内各所で開催)

養育費や離婚に関する個人的な悩みを相談したい

日常生活や支援制度に関すること

## 離婚相談の利用がお勧め

養育費、親権、財産分与、慰謝料などの法律に関わる相談

## 法律相談の利用がお勧め

【養育費セミナー・離婚相談・法律相談の参加申込・お問合せ】

ひとり親サポートよこはま 電話045-663-4188

URL : <http://www.hitosapo-ykh.jp/index.html>



養育費の取決めや  
不払いに備えるための  
費用の補助制度があります



裏面へ

横浜市では、子どもの健やかな成長に必要な養育費支払の取組が進むように、2つの支援制度を実施しています。



大切なこと

養育費の支払いを公正証書や裁判所の調停で約束しておく

備えとして

養育費の支払いが滞ったときに保証会社に補償してもらう

### 公正証書等の作成費用補助

### 養育費保証契約の費用補助

<p>対象者</p>	<p>横浜市在住のひとり親（交付申請時）で、次の要件をすべて満たす方</p> <p>(1) 養育費の取決めに「債務名義」がある                  (2) 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童と現に生計を同一にしている                  (3) 養育費の取決めに「費用を負担した」                  (4) 過去に他自治体を含め同様の補助金を交付されていない、または交付される予定がない                  (5) (養育費保証契約の費用補助のみ) 前年の所得が児童扶養手当受給世帯と同等の水準</p>	<p>【債務名義とは】                  財産の差し押さえといった強制執行を行うために必要な公の文書です。公正証書の場合、強制執行を受諾する文言が含まれている必要があります。</p>
<p>補助対象費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費の支払いに関する公正証書の作成や調停の申立てに要する手数料（弁護士報酬・手続代行手数料などは対象外）</li> <li>・公正証書等の作成にあたって必要な戸籍謄本等の書類取得に関する費用</li> <li>・公正証書等の作成に要した郵送費等</li> </ul> <p>※上記の費用の合計額について、3万円を上限として補助</p>	<p>養育費保証会社と保証契約を結ぶ際に支払った保証料</p> <p>※5万円を上限として補助</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本</li> <li>・養育費の取決めをした文書（債務名義化した公正証書や調停調書など）のコピー</li> <li>・領収書等のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本</li> <li>・養育費の取決めをした文書（債務名義化した公正証書や調停調書など）のコピー</li> <li>・領収書等のコピー</li> <li>・保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のもの）のコピー</li> </ul>
<p>申請方法</p>	<p>上記の書類をすべて揃え、下記住所まで郵送してください。                  申請書はホームページからダウンロードするか、こども家庭課までお電話で送付をご依頼ください。</p>	
<p>申請期限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正証書等の作成費用補助：養育費の取決めを交わした文書を作成した日から<b>6か月以内</b></li> <li>・養育費保証契約の費用補助：養育費保証会社と保証契約を締結した日から<b>6か月以内</b></li> </ul> <p>(例) 令和5年4月5日に公正証書を作成した場合                  →令和5年10月5日が申請期限（当日消印有効）</p>	
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は対象児童につき1回限りです。</li> <li>・横浜市へ転入された方など、世帯の状況などにより、別途資料の提出をお願いする場合があります。</li> <li>・公正証書等の作成費用補助と養育費保証契約の費用補助は各々別の申請になります。</li> </ul>	



問合せ先：横浜市こども青少年局こども家庭課こども家庭係

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 TEL：045-671-2390

ホームページ：「ひとり親家庭への支援 横浜市」で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/boshi.html>

